○消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第十八条の二第二項第三号の規定に 財務大臣の定める基準を定める件

(財務省告示第七十九号)(令和二年三月三十一日

財務大臣の定める基準を次のように定め、令和三年十月一日から適用する。費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第十八条の二第二項第三号の規定に基づ

とおりとする。 項第三号(輸出物品販売場の許可に関する手続等)に規定する財務大臣の定める基準は、 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号。以下「令」という。)第十八条の二第二

- ること。 て同じ。 法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。次号にお及び第六号において同じ。)が所持する旅券の顔写真(当該旅券に電磁的方法(電子的 及び第六号において同じ。)が所持する旅券の顔写真(当該旅券に電磁的方法(電子的方非居住者(令第一条第二項第二号(定義)に規定する非居住者をいう。第三号、第五号 )により記録されているものを含む。)による本人確認を適正に行う機能を有す 次号におい
- を含む。 続をいう。以下同じ。)に必要な情報(当該旅券に電磁的方法により記録されているもの 第十八条第六項(輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等)に規定する免税販売手 前号の本人確認で使用した旅券から、在留資格、上陸年月日その他の免税販売手続 )を読み取る機能を有すること。
- 項第一号又は第二号に定める金額以上であることの確認を含む。)を行う機能を有するこ 免税対象物品をいう。第五号及び第六号において同じ。)であることの確認(同条第十三 の確認及び当該自動販売機で販売する物品が免税対象物品(令第十八条第一項に規定する 免税販売手続を行う場合に、当該自動販売機で物品を購入する者が非居住者であること
- 令第十八条第六項に規定する購入記録情報を国税庁長官に提供するための機能を有 す
- Ŧī. 規定する事業者が、令第十八条第十項の規定により免税対象物品を購入する非居住者に対 して説明しなければならない事項を説明するための機能を有すること。 令第十八条第二項第一号に規定する市中輸出物品販売場を経営する令第一条第一
- 引き渡さない機能を有すること。 免税販売手続が完了するまで当該免税販売手続に係る免税対象物品を当該 非居住者に
- 当該自動販売機の故障その他の事由により免税販売手続の一部でも正常に行うことが 当該免税販売手続を中止する機能を有すること。
- 他免税販売手続を行う自動販売機として不適当な機能を有しないこと。